

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月27日

川西市公平委員会委員長 満 村 和 宏

川西市公平委員会規則第 2 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年川西市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表第1（第2条関係） （別紙1）	別表第1（第2条関係） （別紙1）
別表第2（第2条関係） （別紙2）	別表第2（第2条関係） （別紙2）

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別表1)

(改正前)

別表第1 (第2条関係)

機関	職
議会事務局	(略)
市長部局	部長、理事、公室長、危機管理監、副部長、参事、副公室長、課長、主幹、こども若者相談センター所長、課長補佐、美化推進課副主幹（現業を担当する者に限る。）、こども若者相談センター所長補佐、秘書課主査及び主事、企画政策課主査、財政課主査、総務課主査（法規審査又は庁内取締りを担当する者に限る。）、職員課主査、主任及び主事（人事、給与、服務又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）
会計課	会計管理者、課長、課長補佐
教育委員会事務局	(略)
選挙管理委員会事務局	(略)
公平委員会	(略)
監査委員事務局	(略)
農業委員会事務局	事務局長、副主幹
福祉事務所	所長、副部長、参事、課長、主幹、課長補佐

(別表1)

(改正後)

別表第1 (第2条関係)

機関	職
議会事務局	(略)
市長部局	部長、理事、公室長、危機管理監、副部長、参事、副公室長、課長、主幹、こども若者相談センター所長、課長補佐、美化推進課副主幹（現業を担当する者に限る。）、企画政策課主査、財政課主査、総務課主査（法規審査又は庁内取締りを担当する者に限る。）、職員課主査、主任、主任保健師及び主事（人事、給与、服務又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）、秘書課主事
会計課	会計管理者、課長
教育委員会事務局	(略)
選挙管理委員会事務局	(略)
公平委員会	(略)
監査委員事務局	(略)
農業委員会事務局	事務局長
福祉事務所	所長、副部長、課長、課長補佐

(別表2)

(改正前)

別表第2 (第2条関係)

機関	職
総合センター	所長、所長補佐
消費生活センター	(略)
行政センター	(略)
アステ市民プラザ	(略)
文化財資料館	(略)
中央図書館	参事、館長、主幹
公民館	館長、館長補佐
し尿中継所	(略)
中央地域包括支援センター	(略)
保健センター・予防歯科センター	(略)
保育所	(略)
中学校給食センター	(略)
小学校	(略)
中学校	(略)
特別支援学校	(略)
幼稚園	(略)
幼保連携型認定こども園	(略)

(別表2)

(改正後)

別表第2 (第2条関係)

機関	職
総合センター	所長
消費生活センター	(略)
行政センター	(略)
アステ市民プラザ	(略)
文化財資料館	(略)
中央図書館	館長
公民館	館長
し尿中継所	(略)
中央地域包括支援センター	(略)
保健センター・予防歯科センター	(略)
保育所	(略)
中学校給食センター	(略)
小学校	(略)
中学校	(略)
特別支援学校	(略)
幼稚園	(略)
幼保連携型認定こども園	(略)